

吉祥寺南病院の事業継承の経緯及び理由について

医療法人啓仁会は、2008年に医療法人礼仁会（東京都武蔵野市）を吸收合併することにより、吉祥寺南病院を取得し、2024年9月30日をもって診療を休止するまでの約17年間に渡り、東京都武蔵野市・吉祥寺地区及び北多摩南部医療圏における地域医療の一端を担ってきました。しかし、1970年に建てられた建物主要部は老朽化し、設備の経年劣化が進んできたことから、病院の建て替え、設備の修繕がここ数年の課題となっていました。

一時は自力での病院建て替えを目指し、2023年に医療法人社団大隅会（東京都武蔵野市・許可病床数78床）を吸收合併するなどして、新病院の病床数増加による経営安定化を図るべく新病院整備計画への取り組みを公表し進めてきたところであります。しかし、昨今の建築資材価格の上昇及び人手不足の影響に伴う人件費の高騰により、建て替えを要する費用が延床2500坪程度の病院を想定した場合、概算で60億円を超える見込みとなり、当法人の持つ病院経営のノウハウでは、投下資本を充分に回収しつつ、持続可能な病院体制を担保する収支計画の策定が困難になったと判断した次第であります。さらに、病院の建て替え、設備の修繕が進まない状態での診療継続には安全上のリスク（一部耐震施設基準を満たしていない・漏電による停電が頻発）が伴うとの懸念から、苦渋の選択ではありましたが、昨年6月に診療の休止を決定したところであります。

この結果、地域の医療機関や住民の皆様方へ多大なるご負担を強いている現状に対し、責任を痛感している次第であります。一方で、当該地域の医療体制に対する影響を最小限にとどめるべく、吉祥寺南病院の許可病床を継承し、高コストの逆風が吹く中でも新病院の建て替えを実現し、安定した病院運営を継続できる医療法人の探索を行ってきました。

武蔵野市より昨年9月13日付け吉祥寺地区の地域医療に関する要望書を受理
【事業承継先の選定にあたる要望として、以下の機能等を備え取り組む医療法人の選定に対する要望】

1. 東京都指定二次救急医療機関としての機能
2. 災害拠点連携病院としての機能
3. できるだけ多くの病床を有すること

その結果、昨年8月、社会医療法人社団東京巨樹の会（東京都品川区）より、吉祥寺南病院の跡地（1031m²、うち400m²は借地）及び隣接の啓仁会所有駐車場用地（2502m²）において、将来、急性期医療、回復期医療、健診医療を総合的に行うと共に、二次救急指定病院及び災害拠点連携病院としての機能を果たすことを目的とした新病院建設の提案があり、同年10月には、医療法に則る新設分割の手続きにより、吉祥寺南病院がお預かりする許可病床125床の継承を受けたいとの申し出がありました。双方の折衝を経て、東京巨樹の会に隣接する啓仁会所有駐車場用地を譲渡すること及び吉祥寺南病院の一部敷地地権者の了解を得たことにより、新病院を建設・運営する上の不動産権原を東京巨樹の会に譲渡する準備が整ったことを踏まえ、今年2月に啓仁会として新設分割計画を決定し、3月5日には武蔵野市に対して正式に吉祥寺南病院の事業承継先として東京巨樹の会を選定したことを報告し、同日記者会見を行い、武蔵野市医師会長にもご報告したところあります。その後は、東京巨樹の会の属するカマチグループ巨樹の会が運営を担う新設分割設立法人に、啓仁会から吉祥寺南病院に係る許可病床125床及び資産、負債、契約を分割し承継を行うため、新設分割の許可を申請し先月の8月25日付で東京都知事から認可を受けたところです。なお、今月末には埼玉県知事から認可を受ける予定でございます。

以上のとおり、吉祥寺地区の地域医療再生に向けた武蔵野市の要望に沿った事業承継となったことを踏まえ、東京巨樹の会の新病院開設に向けた事業計画等が滞りなく進み、1日でも早く新病院が開設することを望み、啓仁会も積極的に協力する所存でございます。

2025年9月18日

医療法人 啓仁会